	7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に定める特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 8　過疎法に定める過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む広域市町村圏内の市町村、又は、過疎地域に隣接している非過疎市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 9　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）に基づく工業等導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 10　1～9以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 11　新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者 12　国又は地方公共団体によって造成された工業等団地に立地する者 13　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者並びに指定集積業種に属する事業を行う者及び行おうとする者 14　社会性及び収益性の要件を満たす事業計画を策定し、その事業計画に基づき、社会に貢献する事業を行う者 15　地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ、地域活性化に資するものとして地方公共団体が認める事業を行う者	九 1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に規定する一般ガス事業者 3　省エネルギーに資する施設を設置し、省エネルギーの推進を図る者 4　省エネルギーに資する施設を取得し、省エネルギーの推進を図るリース・レンタル事業者 5　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者 6　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者	十 1　高齢者・身体障害者等によるバス又はタクシーの利用を容易にするための施設整備を行う者であって、主として運輸業を営む者 2　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	十一 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来しているものの、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者
	中小企業における非化石エネルギーの導入、中小ガス事業の近代化・保安の確保、省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等の環境対策の促進を図ること	中小企業による、バス・タクシー交通における高齢者・身体障害者等対応施設の整備及び災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること	

十二 金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	十三 関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	十四 1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	十五 1　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者 2　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 3　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	十六 災害により被害を受けた者（次号に該当する者を除く。）	十七 東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	十八 証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者
金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業の事業承継の円滑化を支援すること	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること

○農林水産省告示第二千三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字春吉字大平三の一、三の二、四、字小屋ヶ谷七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市大分字常楽二四一八の七

二　指定の目的　水源のかん養